

〈論 文〉

主権，債務，制度としての貨幣

——J.R. コモンズ『制度経済学』と現代制度派経済学との比較を通して——

中原 隆 幸*

I はじめに

ブレクジットに始まるEUの混乱は、通貨制度の存続にとって何が重要なのかという問題を改めて白日の下に曝け出したといえる。EU発足当初より、通貨主権にこだわったイギリスは、あくまでも自国の政治主権が影響を及ぼすことができるポンドの流通に固執し、共通通貨ユーロの流通を政治的に拒み続けたのだ。事実、ブレクジットに類する政策決定は、通貨主権をECBに委譲した他のEU加盟国ではきわめて困難である。また近年のMMT（現代貨幣理論）の興隆は、貨幣とは一体何であるのかという問題を再び経済理論におけるメインテーマへと押し上げつつある。MMT理論と新古典派経済学との論争において焦点となっているのは、誤解を恐れずに言うならば、中央銀行と財務当局の政策決定における政治的意志決定過程の様態であり、その過程の政治的コントロールという問題である。

こうした現実経済の問題を分析するに際して、最も重要なことは、貨幣を単なる商品交換の媒介的道具と見なすのでは無く、貨幣とはなによりも制度であり、それは「政治的なもの」と不可分であるという厳然たる事実を前提に、経済理論を再構築することである。実のところ、こうした理論潮流は、古くはクナップの「貨幣国定説」に始まり、制度経済学の祖であるコモンズや現代制度派経済学に脈々と受け継がれている。本稿では、まずこれらの理論潮流の中でも、とりわけ現代の貨幣信用理論の制度論的基礎の端緒となるコモンズの貨幣理論と、アメリカ制度学派の理論潮流とは別のところで生まれた現代制度派経済学における貨幣理論、とりわけレギュレーション学派のそれとの比較を通じて、貨幣とは一体どのような制度なのか、また「政治的なもの」がいかんして貨幣の機能的循環を関与しているのかを明らかにする。そして、それらの理論の共通点と差異点を別出し、「制度としての貨幣理論」が現代経済理論において持つであろう射程を提示し、同時にその問題点をも指摘したい。

II コモンズの貨幣論一概観

1 債務としての貨幣

コモンズは貨幣を、「取引から生じる債務の創造，譲渡可能性，解消という社会制度」（Commons, 1934, p. 513）として定義する。重要なのは、この定義が一次的であり、貨幣は交換の媒介である

* 阪南大学経済学部教授

という経済学者にとっておなじみの定義は二次的な定義にすぎないことである¹⁾。

この貨幣は、エンジニア経済における「集団的労働力から生じ」る、物理的使用価値を測定する。他方、専有的経済²⁾における専有的希少性価値は「個人に対して作用するそうした集団的力から生じ、われわれはこの集団的力を制度と名付ける。こうした制度の一つが貨幣であり、それは、諸個人による負債の創造、譲渡、解消のための集団的道具という意味をもつ」(ibid, p. 278.)³⁾

コモンズは『制度経済学』第9章「将来性」において、こうした貨幣の定義を、マクラウド、クナップ、ヴィクセル、ホートレーらの理論を分析して、自らの制度経済学にとって彼らの理論のどの部分が重要かを腑分けしつつ、社会経済における法制度および政治主権の歴史的進化を踏まえて、丁寧に説明している。

実際、コモンズは第9章「希少性」冒頭の節において、近代の「理性と自由」が一挙に獲得されたものではなく、それを希求した闘争、すなわち様々な（イギリスやアメリカの）革命を通じて、徐々に獲得されてきたこと、そしてその過程の中で人々に課されていた「債務」の制度的形態が歴史的に変化してきたことを指摘して、以下のように述べている。

「歴史的には、人類の大部分は譲渡できない債務を抱えた状態で生活していたが、そこから徐々に譲渡可能な債務に置き換えることによって自由がやってきたと言うほうが、より正確である。(……)、被支配階級の諸々の目標と実践を通じて、譲渡可能な債務が現代資本主義の基礎になっていった現実の歩み、しかも抵抗を受けながらの歩みを提示することが可能である。政治経済学は個人的自由に関する科学ではなく、債務の創造・譲渡・解放・希少性についての科学になる。」(ibid, p. 390, 傍点は引用者、以下同じ)

彼は続けて、次のように述べる。少し長いですが、コモンズの貨幣観が如実に表れているので引用する。

「職長が労働者の生産物、または納入業者からの原材料を受け取るとき、会社はそれに対する支払いをしようとする。今日では、われわれはこうした会社の意図を自然法のように当然のことと見なすが、しかしそれは四百年前の法律家たちによる発明であった。単なる商品の受け取

1) なお、以下の諸節において、「貨幣を媒介」として捉えるケースが述べられているが、その場合の「媒介」と「交換の媒介」という意味での「媒介」とでは意味が異なる。本稿での媒介とは制度による「象徴的媒介」である。詳細は以下の諸説で述べる。

2) コモンズは、このエンジニア経済と専有的経済とが対立する可能性があり、その対立の結果として、収入が得られない人や、収入が減少する人が出現し、支払いの連鎖が切断され、経済全体が攪乱される可能性があるともなしている。コモンズの貨幣論はなによりもまずこの認識から出発しているといえる。なお経済を、エンジニア経済と専有的経済に区分することの概念的有用性についてはNakahara (2017)を、また現代貨幣主義とコモンズ貨幣論の接続と切断についてはUni and Nakahara (2016)を参照されたい。

3) 本稿では、コモンズの引用箇所に関して原則、原著の頁数を記載する。なぜならコモンズの『制度経済学』の日本語版では、直ちに原著頁が確認できるように、原著頁数が記載されているからである。また、特に断りの無い限り、現代制度派経済学に関わる引用箇所に関しても、原著の引用箇所の確認が重要であると思われるので、同じく原著頁を記載する。

りは、たとえ心理学的には支払い意図がなかったとしても、法律上有効な債務を創造するのである。

しかし、商人たちにとっては、これでは十分ではなかった。(中略)商人たちが欲したことは、自分たちの債務を貨幣に変えることだった。歴史の初期段階において、ギリシャにおける雄牛のように、貨幣は単なる計算貨幣であったのが、金属商品になった。その後、国王が金属に打刻し、それを税や私的債務の合法的な支払い手段にした。その後の鑄造貨幣は、商品であることをやめた。それはある種の制度、つまり法貨であり、公私の債務を支払う共同手段となったのである。

それゆえ、商品と区別するために、鑄造貨幣には二つの特性を与えなければならなかったのだが、これはまたもや法律家の考案物であった。すなわち、一つは譲渡性であり、もう一つは債務からの解放であった。」(ibid, p. 392. 太字は原文による)

さらに、コモンズは、「現代の人類学者は、構成員間での取引のために、まさしくこうした計算貨幣をもつ原始社会を実際に知っていた」(ibid, p. 475)と述べて、貨幣が共同体の発生以降継承され続けてきた「社会的制度」の一つであったことを再度確認する。

言うまでもなく、コモンズは、「債務」という用語を、単に「物量的かつ計測可能な」意味付けでのみ使用していない。彼のいう債務概念は、法的・慣習の根拠に裏打ちされ、権利・義務の関係を基盤とした社会における、貨幣制度・財産制度の歴史的進化を前提にして構築されている(Dutraive et Théret, 2013)。先の引用文では明確にされていないが、彼の債務に関する記述箇所(主として第9章全体)を精査すると、以下のことが明らかになる。

2 主権としての貨幣

まず、コモンズの債務概念は「主権」の概念と不可分である。

たとえば、ヨーロッパの絶対君主制度のもとでは、主権を有する「君主」は、臣民の生命財産のすべてに関してその支配権を有していた。その時代における政治的主権は臣民に対して絶大な「社会的債権」を有していたのであり、臣民は、譲渡も解放も不可能な「社会的債務」を負っていた。これは、コモンズの内容を援用すれば、主権による債務の絶対的「コントロール」であるといえる。実際、土地に縛り付けられて労働の義務を負い、生産物貢納の義務を負った彼らの「債務」は売買も交換も不可能であった。

だが、こうした主権の絶対性(コントロールの独占)は、新しい階級として出現しつつあった商人や地主たちの「集团的行動」(「マグナカルタ」はその代表例である)によって徐々に変容していった。主権が有していた「債権」の一部は、他の階級による異議申し立て(対立・闘争)を経て、すなわち慣習に起源を持つ「法」の制定を通じて、各階級へと徐々に委譲されていった(秩序の確立)。主権の委譲を通じた「債務」の形態転換とは、「貨幣という制度」の歴史的形態変化を介して、債務が社会的に「譲渡不可能な債務」から「譲渡可能な債務」へ徐々に移行することを意味する。それは、慣習法をベースにした「財産制度」の法的整備過程の中で顕現した。その法制度の下で活動する人々は、形式上「法的に平等である」と見なされるようになり、君主の絶対的権威の下で、譲渡できない債務(税や貢納)にあえいでいた農民や商人たちは、個々別々に労働力を含む様々な商品の売買取引を自発的意志に基づいて行う自由(=無保護)を得たのである。

かくして、とりわけ近代社会において、社会的債務は貨幣によって表象されるようになったのであり、社会的なものであった債務は、個々の取引関係の中で、創造・譲渡可能な私的債務へと徐々に転換されていった。

社会的債務が私的主体の間で創造・移転・解消可能な「私的債務」となったことで、政治的主権が個々人や諸集団に課していた（債務を支払わせる＝義務の履行という）「強制力」は、従来の意味での強制力と、個々人間や諸集団間での貨幣を媒介した「強制力」とに分化した。ここで、コモンズは、「債務」を「権威的な債務」と「認可された債務」に大別する（*ibid.*, p. 464.）。前者はいわゆる「税」のことであり、後者は「取引」において生じる「売買における支払い」のことである。そして「公共目的は（……）私的目的に優先される」（*ibid.*, p. 466.）と捉えるコモンズは、債務の支払い共同体を、クナップを引用しつつ、国家を頂点とする公的共同体と私的共同体とに大別し、前者の支払いにおける強制力は後者よりも強く、後者のそれは強制的（な義務の履行）ではあるが、もっぱら「説得」によるものとした。それゆえ行政的・司法的主権による強制（「法的通用性」）は、「債務者を、債権者による法的コントロールから解放する」（*ibid.*, p. 467.）。

したがって、国家が政治主権を持つように、貨幣もまた税と私的債務という形態それぞれにおいて、主権を持つ。というのも貨幣という制度が経済的上位者（持つ者）と下位者（持たざる者）を生み出す制度であるとするならば、政治主権がそうした関係を生み出すのと同様、貨幣もまた主権を持つといえるからである。そしてここでいう主権とは債権・債務の関係性に作用する「強制的な力（power）」のことであり⁴⁾。それはある意味で「貨幣主権」であり、この力は現代の金融権力の状態からもわかるように往々にして政治主権と対立する。しかし、コモンズは最高裁判所を頂点とした「適法続き」を重視することで、その対立は解消可能であると考えていた。

いずれにしても、コモンズの理解に従う限り、貨幣もまた、私的所有、国家、教会といった一般的制度に並ぶ大制度であり、それらの制度が主権を有するのと同様、主権を有しているのである。

3 将来性としての貨幣

すでにNakahara (2017) で論じたように、コモンズの理論においては、経済はエンジニア経済と専有的経済に概念上分離されており、それぞれが独立に運動する、ととらえられている。そしてこの独立性が当該経済の「変動」をもたらす。この変動は物的生産過程と債務の創造・譲渡・解消という専有的取引過程が生み出す、資本主義経済における「不安定要因」である。

現在から将来に向けての時間の流れの中での専有的希少性（貨幣的）価値の変動（とその不確実性）は、人々の、そしてゴーイング・コンサーン（継続的活動体）の「将来に向けての期待」のあり方に決定的にコミットする。実際、コモンズは次のように述べる。

4) ただし、以下の点には留意すべきである。すなわち、コモンズ自身の叙述の中には「貨幣主権」の概念は見当たらない。コモンズが主権として明確に述べているのは「行政的主権」・「立法的主権」・「司法的主権」の三つであり（*ibid.*, pp. 684-685.）、そこにおいて貨幣は単に「強制力」をもつものとして捉えられている。したがって、『制度経済学』の叙述のみを前提にすれば、コモンズが「貨幣主権」についても考察していたという本稿の見解の妥当性には疑問符がつく。しかしながら、Dutraive et Théret (2013) は、Commons (1899) “A Sociological View of Sovereignty”. (『主権の社会学的考察』) に依拠して、コモンズの主権概念を拡張し、彼が政治主権と貨幣主権の対立という構図を想定していたと結論づけている。さしあたり本稿は、この見解に基づき、「貨幣主権」の概念を本論に導入して、以下の考察を行う。

「それ〔現在の期待〕は、共同体が、商品、労働、貨幣、または、将来に有用性と希少性を有するといま期待されるあらゆるものに関して、交渉者たちの価値評価が彼ら自身と他の人々によって将来も維持されるよう取り計らってくれるだろうという期待である」(ibid, p. 524. []は引用者による挿入、以下同じ)。

コモنزの理論において、いわゆる貨幣的現象は、労働力や効用を測定単位とした商品の量的増大を本質として、単にそれに付随して現れるものではない。なぜならエンジニア経済においては効率性の原理が、専有的経済においては希少性の原理が作用するからである。

こうした調整原理の違いから導き出されるのは、商品の量的増大ないし減少という現象と、貨幣の量的増大ないし減少という現象との調整が根本的に保証されていないが故に、資本主義経済の行く末は、貨幣や法という大制度の人為的調整によって舵取りをしない限り、きわめて不安定である、という結論である。というのもコモنزが20世紀初頭アメリカの「銀行家資本主義」を強く批判するのは、それが、二つの経済の対立が激化し、その調整が危機に瀕している資本主義体制だったからである。

実際、債権・債務の関係は、その創造と解消の時期が個々の売買取引において常に一致するわけではない。むしろ、商品の受け取り(物理的移転)と貨幣による支払い(所有権の移転)に時間的間隔があることの方が普通であろう。コモنزはこの関係を「時間の流れ」のなかでとらえるための原理を提示している。それが「将来性」の原理である。そしてここにおいて、コモنزが定義した債権債務関係のもう一つの現象形態である、「譲渡」が重要な役割を果たすこととなる。

既に述べたように、商人たちは、個々の売買取引の際に創造される「債権・債務の関係」を「空間的・時間的」に移転可能なものにすることを欲した。つまりそれらの関係を他者に「譲渡」可能にするモノを生み出すことで、個々の債権・債務の関係を「時間的・空間的に延命させること」がもたらされたのである。この貨幣的形態が「資産」である。

たしかに、債権・債務関係の貨幣的形態としての債券証書や株式は、譲渡を繰り返せば、論理的には永続的にその支払(債務の解消)を繰り返すことができる。しかもそれは資産市場においては時間の流れの中で変動する、ある価格を持つ資産となる⁵⁾。さらに、こうした資産は、ゴーイング・コンサーンの中で蓄積可能となる。したがって、コモنزの言う「譲渡可能な債権・債務の関係」、つまりその表象形態である様々な貨幣とは、現代的な意味での「資本」に他ならない(ibid, p. 525.)。

ここでコモنزは、人間がそのほかの動物とは異なり、自らの頭の中で時間の流れを想定して「将来の状態に期待をよせること」で、おのおのの活動を行うことを強調する。そしてその期待は不確定な将来をどう期待する(リスクをとる)かによって、またその期待を実現するためにどれだけ堪え忍ぶかによって、変動し、それが利子や配当の幅を決定する。コモنزは、そうしたリスクテイクや耐忍という行為をもたらす人間の「期待」の様態は、将来時点でのその資産の「希少性」

5) Nakahara (2017) で指摘したように、コモنزの理論では、富と資産は明確に区別されている。富とは、あくまで商品の量と質に依存してその価値評価がなされるモノであり、資産とはそうした商品が売買取引を通じて、ある現時点で貨幣的価値によって評価される、および将来においては(リスクや耐忍に応じて)割り引いて価値評価される、モノである。それゆえ資産はその時々「将来への期待」に応じてその評価が変動するモノなのである。

の如何によると考える。

しかし、こうした将来性原理が効率性価値、希少性価値それぞれの次元において、どのようにして作用するのか。コモンズは、以下の様に考察している。

「制度経済学の主題は商品でも、労働でも、いかなる物理的なものでもなく、集団的行動である。集団的行動は、占有権、義務、自由、無保護に関するワーキング・ルールを設定する。そしてこれらのルールは、売買交渉者たちの次のような現在の期待である。(……)

これこそ「将来の期待に関わること」が価値の「効率性価値と希少性価値という可変的次元に加わる」もう一つの可変的次元である。それは、集団行動が、その慣習、法、権利、自由を通じて行うであろうことに対する期待である」(ibid, p. 524.)。

こう述べた後、コモンズは心理主義的経済学が個人主義的なものであると批判して、その経済学は「平等な概念、公正な競争、交渉力の平等、または適法手続きという制度的概念を持つことができない」のであって、これらの制度的概念はすべからく「貨幣の取引システム、価値の貨幣的意味、社会の集団的行動に内包されている」と、結論づける (ibid, p. 526.)。

要するに、エンジニアが管理取引によって物的生産を行うことにも、ビジネスマンが売買交渉取引によって、私的債務の創造・譲渡・解消を、また国家が管理取引によって社会的債務の支払いを、貨幣という表象形態でもって行うことにも、将来性の原理が関わっている。「貨幣の定義を、数量という静学的観念から過程という動学的観念へ転換させなければならない」(ibid, p. 514.)と考えるコモンズにとって重要なのは、過去の、また現在の、さらには過去から現在に至って計測された物的・心理的価値ではなく、ある共同体およびその共同体を構成する諸集団(=ゴーイング・コンサーン)が、現在から将来に向けて期待することから得られる価値である。そしてそのような集団的価値のありようを左右するのは将来性価値、すなわち集団が将来をどのように予測し、それに向けてどのように活動するのかによって変化する諸価値である。貨幣はこれを制度的に表象し、測定するための道具であり、尺度である。

かくして、コモンズの貨幣論は、「債務としての貨幣」、「主権としての貨幣」、「将来性としての貨幣」という三つの次元から構成されている。このことは、コモンズが『制度経済学』で説明すべき最大の目的としていた、「効率性」、「希少性」、「将来性」、「主権」、「慣習」という社会における調整原理が、貨幣という制度においても貫徹していることを意味している⁶⁾。

6) 本節の議論では、「慣習 (Custom)」という調整原理は、明示的には含意されていない。これについては、さしあたり次の点を指摘しておこう。コモンズは第10章「適正価値」第5節「習慣的前提 (Habitual assumptions)」において、「各個人は一時的か継続的にかかわらず、ある活動体の中で上位か下位の地位にある。彼はいくつもの活動体に、あるいはただ一つの活動体に携わるなかで、取引において意志決定をしたり、代案を選んだり、他の人と折り合いをつけたりするときの物事の見方を会得してきた。こうした物事の見方を、われわれは習慣的前提と名付ける。こうして備わった当人の「精神」を(……)「制度化された精神」と呼ぶ」(ibid, p. 697.)。と述べている。つまり本文で述べた5つの原理のうち「慣習」は、個々人の行為に対してあらかじめ与えられる調整原理であり、これは過去から現在へ、現在から将来へと至る、社会の歴史的進化における原初的動因である。その意味で、慣習は、集団的活動に一定の規範を与え、その行為を起動させる原理として作用する。したがって習慣的前提の集団的表象である「慣習」もまた、制度的行為における調整原理であるといえる。

Ⅲ 現代制度派経済学における債務としての「貨幣論」

もっとも、コモنزの貨幣論の主たる特徴は前節で示した諸点だけではない。コモنزは『制度経済学』第9章において、貨幣の制度的特徴を整理した後、先に述べた「制度としての貨幣論」を基軸として、彼の時代の銀行システムを中心とした貨幣の取引理論を詳細に論じている。例えば、北川（2017）は、こうしたコモنزの貨幣・信用理論を、内生的貨幣供給理論のオリジナルな形態を示したものと捉え、ポスト・ケインズ派の貨幣・信用理論に加えて、コモنزの貨幣信用理論のさらなる研究が必要であると指摘する。以降の議論のため今便宜的に、これを「コモズーポスト・ケインズ派の貨幣理論系列」と呼んでおこう。

他方、Dutraive et Théret（2013）は、コモنزの貨幣論がレギュラシオン理論の貨幣論と多くの類似点をもつことを指摘し、特に主権との関わりについての独自の見解を明らかにしている。これを「コモズーレギュラシオン学派の貨幣理論系列」と呼んでおこう。前者の理論系列は、狭い意味での経済理論に特化したものであり、後者のそれは貨幣の制度的特質の解明に特化したものである。本節では、前者の理論系列をひとまず脇に置き、後者の貨幣理論がコモズの貨幣理論とどのように接続されているのかを主に検討する。

実のところ、貨幣を「諸個人による負債の創造、譲渡、解消のための集団的道具」ととらえるコモズ「制度としての貨幣」論は、現代制度派経済学のひとつであるレギュラシオン学派のアグリエッタ、オルレアン、マネタリー・サーキット論のカルトゥリエによる「主権貨幣」論（Aglietta et Orléan, 1998, Aglietta et Cartelier, 1998）や、同じくレギュラシオン学派のブルーノ・テレの貨幣論（Théret, 1998）に接続している。そこで以下では、まずそれらの経済理論の諸特徴を整理しよう。

1 社会的なるものと全体性

アグリエッタ・オルレアン（1998）は、その「序説」において、社会はすでにそれが存在した時点で全体性を有しており、その全体としての社会をつなぎ合わせ、作り上げているのは、個々人の平等で自由な契約的合意ではなく、歴史的与件として存在する様々な「社会関係」である、と主張する。これらの社会諸関係は様々なレベルで「社会的紐帯」を構成するが、それぞれの社会関係はそれ自身、より上位の集団的諸価値に従属する。したがって、「集団的諸価値は、個人の行動に秩序を与える諸規範の源泉である」（Aglietta et Orléan, 1998, p.13）。この諸価値は、社会的全体において、「権威」として存在し、機能するのであり、そうした権威がなければ、「社会の凝集性」は実現されない。この限りにおいて、「権威」は、社会的全体を維持・再生産する上で、不可欠なものとなる。したがって「政治的なるもの」は、はじめから社会的なるものにおいて構造化されており、決して「経済的なるもの」からは分離されえない（Théret, 1992.）。

社会は、こうした諸々の社会関係の原領域を歴史的実践過程の中で作り上げてきたのであるが、その関係のメタ・レベルでの構成原理が、「社会的債務」である。このレギュラシオン学派によれば、人間は生命誕生の瞬間から過去に形成された社会関係の恩恵を被っている、すなわち社会的債務を負っている、という。その債権を表象するのは、時代によっては、天・地であり、神であり、祖先であり、地上に存在する何か（きわめて貴重なモノ、儀礼、祭司、君主、そして貨幣）であった。これらは債権を有しているからこそ、権威であり、正統性を有するのである。

こうした社会認識論を敷衍して、テレは債務を次のように措定する。

「われわれにとって債務とは人間間のすべての交易の基礎にある原初的な社会的紐帯にほかならず、商品交換、贈与・反贈与、様々な再分配を伴う徴税、といったすべての取引の背後に隠れている構造である。実際、これらの取引は結局のところ、「債務創造の手段」にすぎない」(Théret, 1998, p. 253.)。

「生の債務」と呼ばれる、すべての社会関係に先行する「構造」は、歴史的過程を通じて太古から社会的なるものを規定してきた。現代はそれが「供儀」という表象から「貨幣」という表象に移行した時代に過ぎない。

したがって、「貨幣は個人間の諸関係からの債務の解放および債務の現世化を可能にする、同質化の演算子であり、債務抽象の演算子である。貨幣のおかげで債務は移転を介してより広い空間のもとで循環することができる。計算貨幣は、質的差異を数的に秩序付けられた量的連続体に転換し、代数総和としての社会的全体性が、同次的ではあるけれども分化した諸個人の集計値としての社会の全体性が、表象される可能性を広げる」(ibid, p. 254.)。

この債務の貨幣化は、近代においては債権の公・私二重の次元（贈与・反贈与および商品交換）での分裂化をもたらす。そしてそれぞれが「政治的債務」と「経済的債務」という二重のレベルで現れる。これは、「経済的なもの」と「政治的なもの」との位相に相即して立ち現れる債務である。経済的債務は「ある全体性に対する個人の負債」であり、その債務は時間の中で過去から受け継いだものではなく、その債務の決済は部分的な全体性（経済的秩序）の中で行われ、またある時点の未来へと先送りも可能なものであるがゆえに、いつでも価値実現可能である代わりに不確実なものでもある。それに対して政治的債務は、過去から引き継がれたものではあるが、経済的債務とは異なりその関係は逆転しており、それは「人間に対するある全体性の負債」となる。これを決済するために、政治的主権は「人間を保護する何か」、すなわち「諸集団の社会的保護」を実践しなければならない。そしてこの債務は政治的主権の正統性を規定し、その決済の有り様は「制度化された妥協」の形態に依存する。

2 貨幣の機能形態の循環

こうした社会的債務としての貨幣は、社会的なるものの「象徴的媒介」であると定義される。ここでテレは象徴的媒介としての貨幣が、経済的循環のなかで、象徴的かつ媒介的に機能する様式を措定する。それが「貨幣の機能形態の循環図」である (ibid, p. 266, Figure 1.)。

この図表によれば、貨幣は経済的秩序を外から数量的に調整する単なる道具でしかないとは見なし得ない。貨幣は、こうした道具主義的な機能に加えて、諸主体の間で構造化されている債権・債務の関係を「経済的かつ政治的に象徴し、転移させる」という機能を有しているのである。

たとえば、実物的な生産物は、物理的に認知可能であり、数量的に認知可能な貨幣的（経済的）価値によっても表象できる。しかし経済的再生産の中での、こうした生産物の流通は、資本という、貨幣的（経済的）価値としては認知可能であるが、最終的には物的存在としては認知困難なモノ（たとえば資本）へ転化される。この水準では、貨幣という共通の象徴的媒介物、つまり非物質的なモノにすぎない資本を社会的全体性のなかで表象するモノが介在しなければ、資本はその全体

的再生産の中へ再編入され得ない。そしてこの貨幣的に象徴された資本は、経済的債権・債務の関係を、その構造的連鎖の中で、持つ者（債権者）と持たざる者（債務者）という関係へと、すなわち政治的に階層化され表象される関係へと転化する。ここに至って経済的諸関係から出発した債権・債務の関係は貨幣という制度を媒介として政治的諸関係へと転化される。

これらの転化過程において、貨幣はつねに社会的全体性からもたらされる公・私の「債権・債務の関係」を経済的・政治的に精算するために必要な媒介物である。このような理解に従えば、

「近代貨幣は、私的債務の支払い手段、とりわけ賃金という手段——これは資本家が勤労者に対して義務を負う私的債務である——であると同時に、全ての市民に対する社会による債務の支払い手段でもある。この貨幣は社会的なるものの全体性に対する、媒介的關係と無媒介的關係という二重の關係のなかで捉えられる。前者は、貨幣が循環的再生産を保証している経済的秩序における貨幣の諸機能を参照させる關係であり、後者は社会保護の新しい紐帯を基礎づける、政治的なるものと経済的なるものとの同盟形態としての關係である」（ibid, p. 264.）。

要するに、社会的首尾一貫性をもたらす貨幣のレギュレーション機能は、経済的なるもの内部でのその秩序の再生産を保証しつつ、政治的なるものと経済的なるものの「同盟關係」（ある構造と他の構造との媒介）をもたらす。換言すれば「貨幣による機能」が債務の決済システムを保証しつつ、「貨幣による同盟的機能」が、経済的なるものと政治的なるものとの間での債務の相互移転を可能にし、同時にそれぞれの秩序の境界を裁定するのである。とりわけ後者の機能は、現実の経済レベルでは、課税・財政レジームおよび通貨・金融レジームによる社会的調整という形態で作用する。なぜなら、税の徴収とその支出という、すぐれて社会的・政治的な行為は、国家が税を課す正統性を有していること、すなわち市民を保護するという社会的債務を負っておりその債務を債権者たち（市民）に返済しなければならないことの政治的・経済的実践形態に他ならないからである。

3 調整的・同盟的貨幣：レギュレーション空間と妥協としての中央銀行制度

以上のような考察から、歴史的時間の中での社会的なるものにおける貨幣の機能作用が明らかになる。たとえば近代資本主義における金本位制度から管理通貨制度への移行は、政治的秩序と経済的秩序から構成される社会的空間の変容過程として、次のように理解することができる。

金本位制度が支配的であったとき、経済的秩序は世界経済をその大枠組みとしていたのであり、国民国家は領土的空間内部における政治的秩序にすぎなかった。世界経済における媒介的の制度としての「金本位制」は、世界経済と国民国家を媒介しつつ、国民国家内部での私的貨幣をも国民国家内部で媒介していたが、世界的な政治的秩序におけるその主権的正統性の根本的欠落の故に崩壊に至った。しかしながら、戦後の金・ドル本位制の成立は、拡大しきった経済的秩序を再び国民国家という領土的空間の内部に挿入した。ここにおいてはドルという基軸通貨によって世界経済と国民国家経済との象徴的媒介が行われつつ、国民国家内部でのさまざまな政治的・経済的債権・債務から構成される新たな通貨制度が生み出された。これが管理通貨制度である。ここでの政治的正統性は主権国家によって保証され、その限りで貨幣は「主権的貨幣」となったのである。

この貨幣による国民国家経済のレギュレーションは、その政治的・経済的「秩序間の相互依存が各々の秩序の中の経済における計算単位の循環を保証する適切な通貨レジームによって調整される

時、有効となる。そこでの計算の論理は異なっているとはいえ、そのとき各々の秩序においては同一の道具が考慮に入れられるであろうし、またその起源がどのようなものであれ、またどのような債務であれ、同一の貨幣でもって調整することが可能になるであろう」(ibid, p. 271.)。

この通貨レジームの近代の実践形態が管理通貨制度であり、その全体的権威を一定の階層性の中で集権的に保持するのが中央銀行である。したがって、テレによれば、国民国家内部での経済的なものと政治的なものの制度的妥協形態である、中央銀行の役割は次のように定義される。

「唯一の国民的貨幣を発行する国家の主権的権力は資本主義の発展と共に、ある一つの公的貨幣を発行する単一の権力へと還元される。この貨幣は経済的なものにおいて正統に循環すべく、諸々の私的貨幣と妥協しなければならない。各々の国においてこの『社会的』制度を組織するこの妥協とは、まさしく中央銀行に他ならない。実際、これこそまさに仲介的^{アントルメディエール}の制度である。というのもこの制度は発生論的には経済的秩序と一体になりつつ（中央銀行は初めから商業銀行であり今なおそうである）、さらに政治的秩序にも挿入されているからである（たとえば、中央銀行には紙幣の合法的流通を強制する能力といった主権的属性が認められている）。このようにしてすべての中央銀行は、一方では公的なものと私的なものとの間で確立された、また他方ではいわば制度の産物の一つである妥協に対する諸々の違背を裁定し、鑑定し、制裁を与えるという役割を有している」(ibid, p. 273.)。

かくして政治的権威の一形態である中央銀行は、政治的なものと経済的なものの制度的妥協として立ち現れるのである。

Ⅳ コモンズ貨幣論と現代制度派貨幣理論との比較

以上の検討から、コモンズの貨幣論と現代制度派、とりわけレギュラシオン学派のそれは以下の点で、いくつか連続性をもつが、いくつかの点では断絶していることがわかる。

1 諸債務による「貨幣の取引」理論と「支払いシステム」

まず、前述の二つの貨幣理論は、貨幣を、単なる商品交換の道具として、またその数量的形態（貨幣数量）のみに還元せず、様々な債務を表象するモノ（制度的なもの）として捉え、貨幣数量の均衡がもたらす静学的過程の分析よりも、様々な「債務の創造・譲渡・解消」という動学的過程の分析がより重要であると認識している。加えて、コモンズにおいて「貨幣の取引理論」と認識されているモノは、レギュラシオン学派のいう「支払いシステム」と同じモノであると見なすことができる。

例えば、コモンズは「損益計算書」からはじめて、当時整備されつつあった「所得統計」をも用いて、利潤マージンなどの貨幣的形態での債務の創造・譲渡・解消の現実的過程をつぶさに分析している (ibid, pp. 562-586.)。その分析においてコモンズは、具体的数値に基づき、どのような取引の過程を経て利潤マージンが獲得されるのかを、数学的手法によらず叙述的に検討している。

他方、レギュラシオン学派、とりわけアグリエッタ・カルトゥリエは、「貨幣」とは「諸ルールの最小限の集合によって定義される支払いシステム」であり、そのシステムは「経済的諸量（価格や

個人的富)の表現を可能にする共通の計算単位, 諸個人の分権的行動の条件である貨幣造出の原理, そして交換の等価性がいかにして経済的諸量を決定するのかを説明する「残高決済の原理」であるとして、「支払い行列」を用いて諸個人の借入と購買の「入れ子型構造」関係を量的に把握しようとする (Aglietta et Cartelier, 1998, p. 137.)。これら二つは, 分析手法の違いこそ存在するものの、「債務の動学的分析」を行おうとしている点では同じであるといえる。

ついで, 彼らは「このような関係 [= 支払い手段へのアクセスを支配する厳格な社会的関係] がとる形態は債務である」として, 「各個人は, 契約による他人からの借入れ, すなわち市場的条件を返済要求される借入れを通じてのみ, 市場参加者の能力を獲得しうる。販売する前には, その前に購買の能力を持たねばならない」と述べる (ibid, p. 136.)。コモنزもまた, 銀行家の役割を論じる際に, 「購買力は, 銀行家が商人や製造業者に対して行っている信用前貸しによって, 彼らの製品が販売されるより前に彼らに支払われる」と述べて, 「銀行の顧客たちが, 銀行に対して日々支払い続けているより古い信用にかえて, 銀行が日々十分な新しい信用を創造する」(Commons, 1934, p. 480.) ことこそが無限の債務循環を保証すると結論づけている。

これら二つに共通しているのは, 債務としての貨幣の創造が「貨幣の取引」=「支払いシステム」の循環構造の起点を成すと捉えている点である。これは, 銀行による信用創造が貨幣循環の端緒であるとする, 現代のポスト・ケインジアン「内生的貨幣供給論」と本質的に共通する貨幣理解に他ならない。かくして, コモنزの「貨幣の取引理論」とレギュラシオン学派の「支払いシステム論」は, 「コモズーレギュラシオンの貨幣理論系列」とともに, 北川 (2017) も指摘しているように, 「コモズーポスト・ケインジアン」の貨幣理論系列」にも位置づけられる。

2 政治的債務と経済的債務の接合と相互依存

ついで, 二つの貨幣理論は共に, 標準的経済学とは異なり, 債務としての貨幣を「政治的なもの」から切断していない。すでに述べたように, コモズは債務を「権威による債務」と「認可された債務」に区別した。前者は「公的支払共同体」における債務を体现し, 後者は「私的支払共同体」のそれを体现する。政治主権がもつ正統性によって権威づけられた債務は, 社会的債務を税という貨幣形態で支払うことを可能にする。他方, 取引を行う当事者間で創造・譲渡・解消される「自発的債務」は, 「私的共同体」の間で認可された債務であり, 正貨以外のあらゆる私的形態での貨幣によっても決済可能である。「集団的行動を政治 (politics) としてとらえ」(ibid, p. 749.) するコモズは, 政治主権 (国家) が経済主権 (市場経済) に対して法や慣習を通じて優越的な力を持ち, そうした力を集団的にコントロールすることによって, 資本主義経済の安定化が図られると見なしていた。法や慣習の力を前提とするコモズの理論枠組みにおいては, その理論構成上, それらの力を強制する政治的力の源泉についての考察は不可避である。したがって, 彼の理論枠組みにおいて, 経済システムは政治システムと分離不可能であり, そのことをコモズは十分認識していたと思われる。

他方, レギュラシオン学派 (特にブルーノ・テレ) は, 社会を, 経済的なものと政治的なものに概念上分離し, それらが貨幣という象徴的・制度的媒介によって相互に移転可能となることを重視する。これは, ひとえに債務が経済的なものの次元のみに現れていないこと, むしろ歴史的には政治的なものの次元において最初に現れたこと, を意味する。後者の債務はいわゆる社会的債務であり, こうした概念規定は, コモズが述べた「社会的債務の自発的債務への委譲」という, 債

務の歴史的進化過程による説明とも合致する。したがって、この二つの理論は、政治的かつ経済的次元を同時に内包する債務概念を共有することで、社会経済分析における政治的次元と経済的次元の接合についての、またそれらの相互依存関係の分析を行っているといえる。

3 「集团的活動」概念を巡る相違

第三に、コモンズもレギュレーション学派も、個体的なものではなく、「集团的なもの」の存在を理論の出発点に据えている。例えば、コモンズにおいて、効率性価値と専有的価値に加えて将来性価値をも考慮に入れた結果、立ち現れる社会的価値とは、「適正価値」である。この適正価値は「適正なものの進化的集团的決定」から構成される (ibid, p. 684.)。経済や政治の進化を機械論的に捉えず、人為的な過程として捉えるコモンズにとって、集団による決定は「プラグマティックな意味において適正なもの」である。ここでいうプラグマティックとは、ある問題の解決に向けて一定の時間と空間の範囲内で可能な限り「最善を尽くして活動をする」(ibid, p. 683.) という意味で捉えることができる。

適正価値の構成において、それが「できるかぎり公平かつ平等なもの」であるためには、民主主義的な討議の過程が不可欠である。労働現場における労働組合の役割を重視したコモンズにとって、「労働衛生委員会」等による職場の民主主義的管理は不可欠のものであった。また、貨幣論の立場からしても、コモンズが重視したのは、「金融政策」であり、その政策の重要なツールとなる中央銀行による利子率のコントロールは、当該社会における各種コンサーンによる活動を、専有的経済において集团的に方向付けることを意味している。

他方、レギュレーション学派、とりわけアグリエッタ・カルトゥリエは、「債務証券発行者の署名が持つ品質(……)は、金融共同体における集团的判断以外の何者でもない」と述べて、「集团的意見がシフトすると想像的なものが現実的なものへと(……)移行する」がゆえに、そこにおいては「貨幣への信頼」が決定的に重要になると結論づけている (Aglietta et Cartelier, 1998, pp. 141-142.)。

これら二つの理論を比較すると次のことがわかる。すなわち、コモンズはあくまでも法や慣習に基づくプラグマティックな民主主義的な討議過程 (=集团的活動がもたらすある種の妥協) を通じた、制度としての貨幣の人為的コントロールを重視している。ただし、この説明だけでは、個人が習慣をどのように内面化するのかが明らかでない。これは、活動体に属する諸個人がまずは、慣習に、そして法に従うであろうことを単線的に前提するコモンズの社会構成理論における難点である⁷⁾。

それに対してアグリエッタ・カルトゥリエは、分権化された個人が社会化されるためには、集团的価値への従属と貨幣という制度への信頼(主観的認知)が存在しなければならないと捉えている。したがって、この理論では、個人間での信頼のありよう次第で、集团的価値は「社会的凝集性(Social Coherence)」を有することもあれば、そうでないこともありうる と理解される。この凝集性の弱体化が金融危機の発生の根源である。したがって、この捉え方は、「貨幣は制度的表象であ

7) Uni and Nakahara (2017) および Nakahara (2018) は、コモンズの理論では、集团的活動にコミットする個人がどのようにして集团的・社会的な諸価値を評価し、また彼らが選好をどう内生的に変化させてゆくのが十分に説明されていないという問題点が含まれていることを明らかにした。

る」と捉えている限りにおいて、コモنزのそれと共通点を持つが、貨幣的なるものが共同体における各個人間の信頼（主観的想像物）に依拠している点で、コモنزとは異なる。

実際、『制度経済学』のなかで「分析対象の客体性」を重視していたコモنزは、「将来性は主観的心理学に基づくものでなければならないのか」と問い、「あるモノが「客体的」であるためには物理的である必要はなく、いかなる個人の意志からも独立していることだけを必要とする」のであるから、「集团的行動こそが客体である」と考える（Commons, 1934, p. 521.）。コモنزが「個人の意志からも独立に」と述べている限りにおいて、集团的行動に現れる集合的意志は、個人の意志の単なる総和ではない。それは諸個人が自らの意志と慣習に従った上で「集合的に帰結したモノ」であって、それは、個人が他者に対して抱く「信頼＝主観的認知」は全く異なったモノである。つまり、前者は行為の結果であり、後者は行為の作動因である。

したがって、どちらの理論も個人を起点にしているが、集合的存在としてのゴーイング・コンサーンの、個人への存在論的優越性を強調するコモنزと、個人の分権化とその再結合化⁸⁾を一義的に考えるレギュラシオン学派とでは、社会における集団や個人に関わる概念定義、および活動を集团的に起動させる制度的構図についての理解が異なっているといえる。この違いは、コモنزが制度を、サール（Searle, 2010）がいうところの、「構成的規則（Constitutive Rule）」の側面からもっぱら理解しようとして、「統制的規則（Regulative Rule）」⁹⁾の側面からは不十分な説明しか与えていないのに対して、レギュラシオン学派は、制度を「構成的規則」（アグリエッタ・オルレアンおよびテレ）と「統制的規則」（アグリエッタ・カルトゥリエ）の二側面から理解しようとしていることから、生じているように思われる。かくして、「コモنز－レギュラシオン学派の理論系列」は「制度としての貨幣理論」において、多くの共通点を持つにもかかわらず、両者にとって制度論的基礎をなすべき「社会の存在論」や「集团的活動の制度論」においては、かなり異なっている。

管見の限りでは、こうした差異が発生していることの要因は、「諸個人と集団」からなる「社会なるもの」において、いかにして制度が発生するのか、という問題を、後述するように、コモنزもレギュラシオン学派も一定の社会制度の基礎理論に基づいてうまく説明できていない点に求められる¹⁰⁾。

4 「社会なるもの」の実在論：二つの理論に共通する難点

実のところ、「社会なるもの」がいかにして存在するのか、またその社会をコントロールする主権はいかにして誕生したかについての説明も、二つの理論において大きく異なっている。

まず、コモنزは、活動体が歴史的時間の中で、法と慣習を漸進的に創造・承認・廃棄する「過程」そのものが「社会」であると見なしている。それに対して、アグリエッタ・オルレアン、テレ

8) それゆえ、彼らにおいては、貨幣は「社会的紐帯」として位置づけられているのであり、貨幣は「社会化」の過程において本質的機能を果たすのである。

9) ガウラ（2016）は、「ルールとしての制度論」の立場に立つならば、サールによる構成的規則と統制的規則による区別は必要ないと指摘する。彼によれば、構成的規則は統制的規則に還元可能であるという。

10) この点は後述するように、制度そのものを、制度の存在論に関する基礎理論から考察する場合、無視できない問題をもたらす。

は社会そのものの誕生において超越論的な「社会的全体性」の存在を前提としており、それはその起源を問うことができない構造主義的な意味での「構造」である。上記二つを比較した場合、それらは共に社会を全体的なものとして、あるいは集団が個人に先在していると捉えている点で方法的個人主義を拒絶するものである。しかしこの事実はただちに、「社会」を実存的存在として捉えるのか否かという問題の検討を余儀なくさせる¹¹⁾。

たとえば、レギュレーション学派の社会的全体性の仮定に基づく「生の債務」論は、インドのヴェーダ神話などに依拠して、あらゆる社会において「原初的債務」が存在すると主張する。こうした債務の存在は、諸個人が自己準拠する「社会的なるもの」(想像的なもの)の存在の根拠となり、その社会的なるものは歴史的段階に応じて変化し続ける。したがって、この理論では、社会的なるものは、ある種の主観的・想像的共同体であり、その近代的形態が国家である。そしてその共同体を維持するためには、集団的諸価値としての正統性や信頼が不可欠となる。

それに対して、コモنزは、そうした超越論的立場には汲みせず、社会とはゴーイング・コンサーンの総体であると捉える。そのような社会の中では必ず政治的上位者と下位者が現れ、そこには権利・義務による法的強制力が存在する。様々なコンサーンの中で、もっぱら公共目的に従って活動するのは国家であるが、それはプラグマティックな意味において主権を有している活動体に過ぎない。彼によれば、「主権とは、私的な取引から暴力を抜き取ることであり、われわれが国家と呼ぶ活動体によるその独占である」。そして「主権は、人間の事柄に物理的力を使用することを許可し、禁止し、かつ規制する過程であり、変化する過程なのである」(Commons, 1934, p. 684.)と述べて、活動体としての国家もまた集団的活動によってコントロールされることを主張する。

したがって、コモنزにとっての社会的なるものとは、国家という活動体や私的活動体から織りなされる、すべてが複雑に因果連関する「過程そのもの」のことである。この限りでは国家もまた、私的活動体の活動をも包含する、「全体的な集団的活動」によるコントロールの下で自らに与えられた役割を果たすモノに過ぎない¹²⁾。

要するに、レギュレーション学派の社会的なるものについての理論構成と、コモنزのそれとは大

11) レギュレーション学派の社会的全体性の仮定に基づく「生の債務」論を批判して、たとえば、グレーバーは「おそらくこういった研究全体の最大の問題は、最初の仮定、すなわち「社会」なるものに対する無限の負債から始めるという批判である」(Graeber, 2011, 邦訳99頁)と述べ、生の債務論が「相互依存によって誰もが負う負債の庇護者、個人を個人たらしめている無形の社会的総体の正当な代理人は、必然的に国家で無くてはならないと想定」(前掲同書, 邦訳106頁)していると結論づけ、債務のレベルを国家によるものに制約することに異議を申し立てている。またグレーバーは直接コモنزに言及していないが、彼の論理を拡張すると、法と慣習による集団的活動に依拠するコモنزの理論もまた、社会による諸債務の正統化とその強制という政治的次元と不可分であるため、同じく拒絶されると思われる。

12) 宇仁(2019)は、自身が発見した、コモنز『1929年草稿』の丹念な精読を通じて、公共目的に関するコモنزの本質的見解を明らかにしている。それによると、コモنزは、Commons(1928-29)の第12章「Willingness」の「3. The Whole and Its Parts」の一部分(s. 822-832)、シジウックの考察を行っている箇所において、公共目的についての定義を述べている。そこでは「あらゆる経済的政治的ゴーイング・コンサーンのワーキング・ルールの形成に参加するすべての人々の現実的諸目的に関するほぼ普遍的な合意とみなせるもの」が公共目的と理解されている。こうした定義は『制度経済学』においては述べられていない。宇仁(2019)による、公共目的に関する新たなコモنزの定義の発見は、集団的活動論における公共目的の位置づけに関する議論をさらに進展させる、注目すべき発見であるといえよう。

いに異なっているのであって、それらを安易に結合することはできない。前者は社会のダイナミズムを、個々人の活動が生み出す集権化と分裂化の過程に求め、その過程を集団的ではあるが、主観的（想像的）な価値（＝信頼）がコントロールすると捉えている。それに対して、後者は公的なものであれ私的なものであれ様々な活動体は、それぞれが集団的な力をもって活動し、その集団的な活動が生み出した適正（客体的）な価値が社会的過程をコントロールすると捉えている。これら二つは共に社会を集団的な過程として捉えているが、そのダイナミズムの構成原理の理解において決定的に異なっている。

そして最も大きな問題は、これら二つの理論はどちらも「社会それ自身がどのようにして発生するのか」という社会の存在論についての原理的説明を欠いていることにある。レギュレーション学派のいう「社会的全体性論」も、コモンズの「集団的活動論」も、「なぜ社会が集団的に構築されるのか、社会においてなぜ制度が必要になるのか」という問いに対して、一定の回答を与えているけれども、そこでは「制度の発生」に関する原理的考察は行われていないように思われるのである。

V 結語に代えて——「社会制度の存在論的基礎」論に基づく 「コモンズ—レギュレーション学派の理論系列」の展開に向けて

以上の考察から明らかなように、プラグマティズムと構造主義という二つの相容れない思想潮流に源流を持つ、この二つの理論は、多くの共通点を持ちながら、共に「社会なるもの」の発生論については、決定的な説明原理を有していない。一見したところ、本稿のテーマとは無関係に思われる、こうした事実は、しかし、「制度としての貨幣理論」を構築する上で避けて通ることのできない問題をはらんでいる。

この欠如は、功利主義に基づき、ミクロ的主体の単純な総和としてマクロ経済を捉える標準的経済学からの、次のような反論にそれなりの説得力を与える。すなわち、結局のところ、慣習と法に依拠する集団的活動論にせよ、超越論に依拠する社会的全体性論にせよ、個人を完全にそれらに還元しえないのであれば、「個人と社会」による社会の構成という問題を回避できない。なぜならこれらの制度経済学は「社会」そのものが集団的にどのようにして発生するのかについて原理的に考察していないから、という反論がそれである。

本稿は、こうした問題を解決する糸口を、サール（2010）の「社会制度の存在論的基礎」論に求めたい。というのも、二つの理論は共に、サール（2010）のいう、「社会制度の存在論的基礎」を欠いているからである。

サールは、社会の実存を、「人間が言語を使用する存在である」という事実に基づき、言語を使用して生きる生物である限り、人間はすべからく「集合的志向性（Collective Intentionality）」を有していると仮定する。

たとえば、彼は、サール（2015）において、所有権の発生を以下のように記述している。人間は自らの実践によって「生の事実」を生み出す。たとえばある者がある土地を占有したとしよう。この占有だけではまだ所有権は発生していない。所有権は、その人物が他者に対して「土地を占有するということは、人間が土地を囲い込むという行為において、その土地に私的所有権が発生することであるとみなす」という宣言をし、それが集合的志向性を持つ他者に集合的に承認されたとき、はじめて所有権という、権利および、その権利を認めなければならない義務からなる双務的關係が

発生する。これが彼の言う「制度的事実」である。これは原理的には、「Xは状況CにおいてYと見なされる」という構成的規則に基づいて生み出されたものである。そしてこの所有権の発生という制度的事実は、社会においては、願望独立的宣言型の義務論的構成的規則、すなわち「制度」を生み出し、その制度はすべての構成員に対して義務論的権力を有するようになる（Searle, 2015, pp. 509-510.）。

この論理を貨幣に当てはめてみよう。貨幣は、それが商品であろうとそうで無かろうと、ある者が他の者に対する「債務」であると宣言し、他者がそれを集的に承認したとき、「債権を負った者は債権を持っている者に対して貨幣でもってその債務を支払わねばならない」という制度的事実が現れる。それが集的に承認されるとき、貨幣は構成的規則を持つ「制度」となる。こうして成立した制度が社会の大制度となるとき、ある者が「そうしたくない」と異議を唱えることはできない。なぜならそれは、必ず義務論的権力を伴うからである。

このような仮説が社会の構成において基礎的かつ本質的なものであるとするならば、貨幣という制度は、起源を忘却した「社会的全体性」仮説にも、慣習や法による歴史的進化の過程であるという仮説にも依拠する必要は無くなるのではないだろうか。無論、こうした短い叙述だけでは何の論証にもならない。われわれの次の目標はこれらのことを、より詳細に検討することである。

謝辞

本稿の作成に当たっては科学研究費基盤（C）課題番号18K01530による援助を受けた。またこの共同研究における研究代表者である宇仁宏幸氏（京都大学）、共同研究者である、坂口明義氏（専修大学）、高橋真悟氏（東京交通短期大学）、北川亘太氏（関西大学）の諸氏から研究会等において有意義なコメントを数多く得ることができ、それらのコメントに基づいて報告原稿にみられた誤りや誤解を改めることができた。ここに記して感謝する次第である。無論、本稿におけるあり得べき誤りすべての責は筆者に帰されることは言うまでもない。

参考文献

- Aglietta, M., Andre Orléan. (Dir) (1998) *La Monnaie Souveraine*, Paris, Éditions Odile Jacob. (坂口明義監訳, 中野佳裕, 中原隆幸訳『主権貨幣論』, 藤原書店, 2012年)
- Aglietta, M., Jean Cartelier. (1998) «Ordre Monétaire des économies de marché», in Aglietta, M., Andre Orléan. (Dir) (1998)
- Commons, J.R. (1934) *Institutional Economics: It's Place in Political Economy*, New York, Macmillan. (『制度経済学(上)・(中)・(下)』, ナカニシヤ出版, 上巻(中原隆幸訳), 2015年, 中巻(宇仁宏幸・坂口明義・高橋真悟・北川亘太訳), 下巻(宇仁宏幸・北川亘太訳), 2019年)
- Gaula, F. (2016) *Understanding Institutions*, Princeton University Press (滝澤弘和監訳, 水野孝之訳『制度とは何か』, 慶應義塾大学出版会, 2018年)
- Graeber, D. (2011) *Debt: The First 5000 Years* (酒井隆史監訳, 高祖岩三郎・佐々木夏子訳『負債論 貨幣と暴力の5000年』, 以文社, 2016年)
- 北川亘太 (2017) 「J. R. コモンズ制度経済学における信用制度と統治——信用貨幣の内生説の観点から」, 関西大学『経済論集』第67巻第3号83-121頁, 関西大学経済学会, 2017年12月
- Nakahara, T. (2017) "From Physical Economics to Institutional Economics", 関西大学『経済論集』第67巻第3号, 1-26頁, 関西大学経済学会, 2017年12月

- (2018) “Rethinking John R. Commons’s Theory of Collective Action: The Viewpoint of Regulation and Convention”, *Journal of Economic Issues*, Volume 52, Issue 2, 405-412, 11 June, Taylor & Francis.
- Uni, H. (ed.) (2017). *Contemporary Meanings of J. R. Commons’s Institutional Economics: An Analysis Using a Newly Discovered Manuscript*. Singapore: Springer.
- 宇仁宏幸 (2019) 「J.R. コモンズ『制度経済学』「将来性」章における適正価値について：コモンズ適正価値論の射程」, 科研費共同研究会レジュメ, 2019年9月14日。
- Uni, H and Nakahara, T. (2016) “Monetary Institutionalism in J. R. Commons’ Institutional Economics: Sovereignty and Money as Grand Institution Mediating “Engineering Economy” and “Proprietary Economy””, in *Monetary Institutionalisms in the French-Speaking World: Past Record, Future Prospects and International Perspectives International Conference*, 1-3, June, 2016, Sciences Po, Lyon, France, mimeograph.
- Uni, H and Nakahara, T. (2017). “Economics of Collective Action and Custom: a Comparison of John R. Commons with the Theories of Régulation and Convention”, in Uni, H. (ed.) 2017.
- Dutraive, Véronique et Bruno Théret (2013), «Souveraineté politique et souveraineté monétaire: une interprétation à partir de l’œuvre de J. R. Commons», Mimeograph. (中原隆幸訳「政治主権と貨幣主権」, 『経済論叢』京都大学経済学会, 第187巻, 第1号, 83-100頁)
- Seale, J. R. (2010) *Making the Social World*, Oxford University Press (三谷武司訳『社会的世界の製作』, 勁草書房, 2018年)
- (2015) “Status functions and institutional facts: reply to Hindriks and Guala”, *Journal of Institutional Economics*, Volume 11, Issue 3, 507-514, September, Cambridge University Press.
- Théret, Bruno. (1992) *Régime d’économiques de L’ordre politique : esquisse d’une théorie régulationniste des limites de l’état*, PUF.
- . (1998) «De la dualité des dettes et de lamonnaie dans les sociétés salariales», dans Agiette et Orléan Cap. 7, 253-288.